

## 博物館を生物多様性保全の拠点とするために

宇仁義和（東京農業大学オホーツクキャンパス）

野生生物を専門とする学芸員は北海道では身近であるが、これは全国的な傾向ではなく北海道、それも札幌周辺や道東に特異な現象である。このことは「全国博物館園職員録 令和3年」（日本博物館協会 2021）を用いた昨年（2021）の発表で主張したことである。今回は昨年（2021）の内容を受け、北海道と長野県を比較して地域の生物多様性を保全していく仕組みについて考察する。

長野県は県立の自然史博物館を欠き、市町村立の博物館でも野生生物を専門とする学芸員を配置するのは日博協の名簿では4館6人、それ以外の人材を加えても6館9人である。他方、4つある信州大学や教員団体の教育会にも専門家が存在し、長野県植物誌の改訂作業が進んでいる。実施主体は任意団体の長野県植物研究会であり、事務局は首長部局の長野県環境保全研究所に置かれている。根拠とするのは長野県自然環境保全条例やそれに基づく長野県環境基本計画である。環境保全研究所の年報には博物館との共同事業は大町山岳博物館のみであり、こことは連携協定を結んで複数の事業を進める一方、年報には他の地域博物館への言及は無く、事務局運営についても記述がない。研究所の職員によると、ある程度の仕事の融通や冗長性が確保されているという。同様に、地域博物館の学芸員も設置自治体外での調査活動や外からの仕事の請負についても現状では問題なく出掛けられるという声が多かった。そして改訂作業で収集した植物標本は、筑波大学菅平高原実験所の標本庫に収蔵される体制になっている。

北海道の状況はどうか。北海道環境基本条例があり、それに基づく北海道環境基本計画がある。が、基本計画に見える野生生物はシカクマ外来種であり、人畜無害な生き物は出てこない。北海道生物の多様性の保全等に関する条例と北海道生物多様性保全計画は、指定された地域や種についての行政であり、広範なモニタリングは具体策が見えない。同計画に博物館が現れるのは2か所で、1つは北海道博物館が情報収集していること、もう1つは普及啓発での連携だけである。地方博物館の調査研究主体としての記述は見られない。

両者を比較すると、長野県では博物館・大学・教員・学芸員などが調査、標本の収蔵は国立大学が実施する。多様な主体が関わり1つの事業を推進し、行政職員の柔軟な業務が確保されている。他方、北海道では野生生物を専門とする学芸員の数は多いものの道による支援体制が未構築であり、相互協力も属人的関係に依存している状況にある。市町村立博物館の学芸員には業務内容のサービスエリアへの制限が散見される。北海道で博物館を生物多様性保全の拠点にするには、博物館では多様な機関との協力関係の構築、北海道には地方への支援の実現、市町村にあつては業務の冗長性の確保などが必要である。それを実現するには、地方の立場から必要な方策を明確にしていくことから始めるのが適切と考える。